目 次

第１章　計画策定にあたって 1

１　計画策定の背景・目的 3
２　計画の性格と位置付け 4
３　計画の期間 5
４　SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進 5
５　計画の推進・進行管理 6

第２章　障がいのある人・難病患者の現状等 7

１　障がいのある人・難病患者の状況 9
（１）手帳所持者等の人数 9
（２）「難病等受給者証」所持者数 11
（３）「障害支援区分」認定の状況 11
（４）障害者自立支援給付費の推移 12
（５）障害児通所給付費の推移 13
２　「第７期障害福祉計画」・「第３期障害児福祉計画」の達成状況 14
３　基礎調査結果の概要 28
（１）本人と介助者の高齢化 28
（２）家族による支援と介助負担 29
（３）将来の暮らしと地域生活 30
（４）外出と社会参加 31
（５）就労上の課題と必要な支援 32
（６）福祉サービスの利用と必要な支援 33
（７）情報を必要な人に届ける仕組み 34

第３章　計画の基本的な考え方 35

１　計画の目的像 37
２　計画の基本方針 37
（１）障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援 37
（２）障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 37
（３）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 37
（４）地域共生社会の実現に向けた取組 38
（５）障がい児の健やかな育成のための発達支援 38
（６）障がいのある人の社会参加を支える取組定着 38

第４章　令和11（2029）年度の成果目標（数値目標） 39

１　福祉施設の入所者の地域生活への移行 40
２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 41
３　福祉施設から一般就労への移行等 42
４　障がい児支援の提供体制の整備等 43
５　地域生活支援の充実 45
６　相談支援体制の充実・強化等 46
７　人材確保、ケアの充実のための生産性向上及び経営基盤の確立等に係る取組 47
８　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 48

第５章　障害福祉サービス等の必要量見込み 49

１　訪問系サービスの見込量 52
２　日中活動系サービスの見込量 53
３　居住系サービスの見込量 55
４　相談支援の見込量 56
５　障害児通所支援の見込量 57
６　障害児相談支援の見込量 58

（参考）子ども・子育て支援等における障がい児等の受け入れ 58

第６章　地域生活支援事業の必要量見込み 59

必須事業１　理解促進研修・啓発事業 61
必須事業２　自発的活動支援事業 61
必須事業３　相談支援事業 62
必須事業４　成年後見制度利用支援事業 63
必須事業５　成年後見制度法人後見支援事業 63
必須事業６　意思疎通支援事業 64
必須事業７　日常生活用具給付等事業 65
必須事業８　手話奉仕員養成研修事業 66
必須事業９　移動支援事業 66
必須事業10　地域活動支援センター（地域活動支援センター機能強化事業） 67
任意事業11　日中一時支援事業 68
任意事業12　訪問入浴サービス事業 68
任意事業13　自動車運転免許取得費補助事業 69
任意事業14　自動車改造費補助事業 69
任意事業15　社会参加支援に関する事業 70

参考資料 71

資料１　用語解説 72
資料２　障害福祉サービスのライフステージ別支援体系 79
資料３　計画策定までの経過 80
資料４　障害者計画等策定委員会委員名簿 81

「障害」の「害」の字等の表記について

本市では、市で使う「障害」という言葉の表記について、可能な限り「がい」とひらがなで表記するようにしています。ただし、国の法令・地方公共団体等の条例・規則等に基づく用語や他文献からの引用、固有名詞などについては、従来通り漢字の「害」を使っています。

このため、本計画書も「がい」と「害」の字が混在する表記になっています。

また、本市の「障がい者」については、複合語の場合等を除いて「障がいのある人」と表現しています。

用語解説と索引について

本計画中、文字の右上に「＊」（アスタリスク）が付されている用語については、「資料1用語解説」に説明があることを表しています。

また、巻末に索引がありますので、気になる言葉から資料を探すことができます。「資料7　索引」を併せてご確認ください。